

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局自動車情報課長

自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化している状況に鑑み、申請者等の負担を軽減するため、自動車登録申請書に添付する書面の有効期間について、特例として下記の取扱いとするので、管内の運輸支局等へ遺漏なきよう周知されたい。

記

1. 印鑑に関する証明書の有効期間について

令和2年1月8日以降に発行されたものについて、令和2年10月8日までの間に提出のあった場合においては、自動車登録令（昭和26年政令第256号）第16条第1項中の「やむを得ない場合」に該当するものとして、同条第3項にかかわらず、有効なものとして取り扱うことを可能とする。

2. 自動車の保管場所を確保していることを証する書面の有効期間について

令和2年2月28日以降に発行されたものについて、令和2年10月8日までの間に提出のあった場合においては、「自動車保管場所の確保等に関する法律の改正に伴う事務の取扱いについて」（平成3年6月25日付け地管第54号）にかかわらず、有効なものとして取り扱うことを可能とする。

※ 「自動車保管場所証明書の取扱いについて（平成3年6月25日付け事務連絡）」において、「概ね、1ヶ月」とは「40日」とされている。

3. 自動車の使用の本拠の位置を証する書面及び使用者の住所を証する書面等の有効期間について

令和2年1月8日以降に発行されたものについて、令和2年10月8日までの間に提出のあった場合においては、「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）にかかわらず、有効なものとして取り扱うことを可能とする。

4. その他

本通達は、令和2年5月22日より適用する。